

平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名:国土交通省)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成20年度 一般会計歳入歳出決算書	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 佐藤善信 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成21年10月28日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	3,982,753	3,982,753	100.0%	—	当該業者一社のみが発行している印刷物であるため。	6	
平成22年度 一般会計予算書 外	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 佐藤善信 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成21年12月22日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	10,707,901	10,707,901	100.0%	—	当該業者一社のみが発行している印刷物であるため。	6	
朝日新聞外の購入(11月分)	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 佐藤善信 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成21年10月28日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	会計法第29条の3第4項	3,108,711	3,108,711	100.0%	—	当該所在地において、唯一販売等を行っている業者であるため。	10	
朝日新聞外の購入(12月分)	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 佐藤善信 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成21年11月27日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	会計法第29条の3第4項	3,108,711	3,108,711	100.0%	—	当該所在地において、唯一販売等を行っている業者であるため。	10	
朝日新聞外の購入(1月分)	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 佐藤善信 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成21年12月25日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	会計法第29条の3第4項	3,108,711	3,108,711	100.0%	—	当該所在地において、唯一販売等を行っている業者であるため。	10	
地籍調査着手推進事業	支出負担行為担当官 土地・水資源局長 原田保夫 東京都千代田区霞が関2-1-2	平成21年10月30日	都道府県知事	会計法第29条の3第4項	24,190,000	24,190,000	100.0%	—	国土調査法では地籍調査について国が直接市町村に対しておこなう事務はなく、計画・経費等すべて都道府県知事が行うこととなっている。本業務は未実施状態の市町村に調査着手を促すものであることから、地元の特長事情等を考慮して、未着手市町村を対象に研修会、先進地事例視察、地籍調査PR展、新聞広告作成等を通じて県民の関心を高めるとともに、事業着手への気運を向上させ、市町村職員が事業を実施できる環境を整えやすくする必要がある。市町村に対して上記業務を効果的かつ円滑に実施できる契約の相手方は県知事以外にないことから、県知事と随意契約を行うものである。	19	
測量用補正情報生成・配信装置におけるBINEX対応作業	支出負担行為担当官 国土地理院長 小牧 和雄 茨城県つくば市北郷1番	平成21年10月5日	日本GPSソリューションズ(株) 東京都大田区西蒲田7-37-10	会計法第29条の3第4項	15,703,319	14,910,000	95.0%	—	著作者人格権の同一性保持	1	
人事・給与・共済システム改良業務	支出負担行為担当官 国土地理院長 小牧 和雄 茨城県つくば市北郷1番	平成21年11月11日	沖電気工業(株)官公営業本部 港区芝浦4-10-3	会計法第29条の3第4項	2,182,964	2,100,000	96.2%	—	著作者人格権の同一性保持	1	
GPS連続観測システム(リアルタイムデータ提供装置等の移行作業)	支出負担行為担当官 国土地理院長 小牧 和雄 茨城県つくば市北郷1番	平成21年12月25日	日立造船(株) 大阪府大阪市住之江区南港北1-7-89	会計法第29条の3第4項	5,125,302	4,970,700	97.0%	—	著作者人格権の同一性保持	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
除排雪情報提供システム維持管理運営業務	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局青森河川 国道事務所長 安陪 和 雄 青森県青森市中央三 丁目20番38号	平成21年11月17日	特定非営利活動法人 青森ITスクラ ブ 青森県青森市篠田 2-3-17	会計法第29条の3第4項	-	1,732,500	-	-	青森市が先行導入した「除排雪車運行管理システム」を各道路管理者が活用することで、道路利用者にとって一元的で質の高い情報が得られ、また道路管理者においても効率的・効果的な除排雪管理を行うことが可能となることから、本システムの稼働当初から青森市の委託を受け、密接な連携の下にシステムの開発・管理・運用を行っている当該法人と契約する必要があるため。	19	
ヒ素除去装置保全業務	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局国営みち のく社の湖畔公園事務所長 白浜 浩 宮城県柴田 郡川崎町大字小野字二本 松53-9	平成21年11月25日	(株)さとう総業 仙 台市泉区七北田宇 朴木沢93番地の1	会計法第29条の3第4項	-	1,953,000	-	-	当該ヒ素除去装置の除去方法に特許を有し、当該除去方法を用いた処理プラントの唯一の製造業者であり、除去方法及び処理プラントの構造特性を熟知しているため。	19	
新聞広告掲載業務(「みち位置」情報の路面表示)	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局長岡国道 事務所長 倉重 毅 長岡 市中沢4-430-1	平成21年10月16日	(株)新潟日報社 新潟市善久772- 2	会計法第29条の3第4項	2,047,500	2,047,500	100.0%	-	本業務は、国土交通省長岡国道事務所が行っている災害時の取り組みについて、一般の方々に広く周知し、理解と関心を深めてもらうことを目的とした新聞広告を掲載するものである。新潟日報(朝刊)は、県内の発行部数が約50万部で全国紙を含めて県内第1位であり、普及率は60%と過半数を超えている。また、新潟日報は、新潟県内に本社があり県内全域をカバーしている唯一の地方紙であり、新潟県内の情報を多数紙面で掲載していることから、新潟県民に対し広報(告知)するためには、当該地方紙に掲載することが最も効果的である。以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき上記会社と随意契約を締結するものである。	19	
新潟市万代・新潟駅周辺地区における良質な自転車駐輪環境創出に係る社会実験業務委託	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局新潟国道 事務所長 田中 倫英 新 潟市中央区南笹口2-1 -65	平成21年10月20日	新潟市自転車を活用したまちづくり推進協議会 新潟市 中央区学校町通1 番町602-1 新潟 市中央区役所内	会計法第29条の3第4項	19,950,000	19,950,000	100.0%	-	本業務は、新潟市万代・新潟駅周辺地区における自転車の諸問題を改善するための対策を実施するにあたり、事前に効果や課題を確認するため、場所と期間を限定して試行・評価するための社会実験を行うものである。実験内容は、新潟市万代・新潟駅周辺地区の地下歩道の一部に駐輪場を整備するものであり、それぞれの効果や課題を調査し、本格的な整備に向けた評価・検証を行うものである。新潟市自転車を活用したまちづくり推進協議会(以下「協議会」とする。)は、国土交通省道路局が公募した、「道路利用者の安全性・利便性に配慮した道路空間の活用に関する実験」の「社会実験実施地域」に応募し、所定の手続きに沿った選考の結果により選定されている。以上のように、本業務委託は協議会の応募を受けて実施されるものであり、協議会が本業務を実施することが出来る唯一の機関であり、他の団体では業務を遂行することは出来ない。したがって、協議会を委託先として随意契約するものである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
加賀拓幅土留仮設材料賃借契約	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局金沢河川 国道事務所長 蓮見 有 敏 金沢市西念4-23- 5	平成21年10月23日	北陸建材(株) 石 川県小松市工業団 地1丁目29番地	会計法第29条の3第4項	6,940,500	6,930,000	99.8%	—	本業務は、国道8号加賀拓幅事業の「加賀拓幅 分校道路その2工事」において設置した土留工の仮設材を引き継ぎ、賃借契約するものである。「加賀拓幅 分校道路その2工事」は、平成21年10月19日に破産により工事履行不可能となり、平成21年10月23日に契約解除したものであるが、現地は土留工が施工済で床堀が完了しており、周辺の安全確保のためには継続工事が発注されるまで撤去が不可能な状態である。仮設材存置のためには、早急な賃借契約が必要であり、仮設材所有者である北陸建材株式会社と契約する必要がある。よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、上記相手方と随意契約を締結するものである。	5	
新聞広告掲載業務	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局高田河川 国道事務所長 大石 登 上越市南新町3-56	平成21年10月30日	(株)新潟日報社上 越支社 新潟県上 越市木田1丁目2番 4号	会計法第29条の3第4項	2,073,750	2,073,750	100.0%	—	本業務は、油流出事故の認識と水質事故防止の重要性の周知、また、本格的な冬のシーズンを迎えるに当たり、国道8・18号において、積雪や路面凍結によるスリップ事故や登坂不能社による渋滞発生抑制、並びに除雪作業への理解を得ることを目的として、上越地域の住民を対象に早期スタッドレスタイヤへの交換啓発や除雪作業への協力依頼等、冬期道路の交通安全に関する新聞広告を掲載するものである。新潟日報(朝刊)は、県内の発行部数が約50万部で全国紙を含めて県内第1位であり、上越地域の普及率は、53%と半数を超えており、上越地域の住民に対して広報を行う上で、当該地方紙に掲載することが効果的である。以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算会計令第102条の4第3号に基づき、随意契約を締結するものである。	19	
平成21年度 建設事業用品調達契約等総合管理システム改良業務	支出負担行為担当官 北 陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲 町1-1-1	平成21年11月16日	(株)エスエスイー 東京都品川区東五 反田1-11-15	会計法第29条の3第4項	10,195,500	10,185,000	99.9%	—	本業務は、建設事業用品(物品役務)の契約手続き業務を迅速かつ的確に処理することを目的として作成された建設事業用品調達契約等総合管理システムについて、物品供用官廃止(高田)に伴うデータ移行及びデータベースを活用した、検索、集計機能の改良を行うものである。上記業者は当該システムを開発以降、他システムとの連携を図り、その整備・改良を行っており、代替性のない知識、技術を有している。また、当該システムは、上記業者が著作権者人格権を所有しており、同権利の行使を意志表示している。以上の理由から、上記業者は本業務を履行できる唯一の機関であるため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき随意契約を行うものである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成21年度 北陸地方整備局管内 デジタル道路地図更新作業	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	平成21年12月9日	(財)日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1-3-13 菱進平河ビル5階	会計法第29条の3第4項	11,802,000	11,550,000	97.9%	—	本業務は本省指示に基づき、道路行政の高度化、効率化及び道路交通情報システム(VICS)整備を目的として、「DRM-DB」および「VICSリンク世代管理データベース」(以下、「DRM-DB等」という)の整備・更新を実施するものである。「DRM-DB等」は、北陸地方整備局管内の新刊地形図及び道路管理者が提供する道路関係資料を基本データとしており、国を含む道路管理者が道路情報現況管理システムや交通事故統合データベース、道路情報便覧などの基本図に活用する等、道路行政において業務上必要不可欠である。「DRM-DB等」の整備更新にあたり、「全国デジタル道路地図データベース標準」、「道路管理関係デジタル道路地図データベース標準」および「VICSリンク世代管理データベース標準」に基づき、「DRM-DB等」のデータ仕様(データベース構造やデータの格納方式)により実施する必要があるが、これら標準については、著作権法第十条九項(著作物の例示)及び第十二条の二(データベースの著作物)により当法人が著作権を有し、著作権を行使する旨の意志を表示している。以上から、当法人は本業務の目的を確実に履行できる唯一の法人であり、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第3号に基づき、随意契約を行うものである。	19	
飯山線斑尾川橋梁改築に係る予備設計業務	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局千曲川河川事務所長 安達 孝実 長野市鶴賀字峰村74	平成21年12月10日	東日本旅客鉄道(株) 東京都渋谷区代々木2-2-2	会計法第29条の3第4項	5,601,749	5,601,750	100.0%	—	本業務は、長野県中野市替佐地先において施工する替佐築堤事業において、築堤範囲である斑尾川に架かるJR飯山線斑尾川橋梁改築の予備設計を行うものである。契約相手方の(株)東日本旅客鉄道長野支店は、長野県内のJR東日本管轄路線の全線と、県内にまたぐ飯山線・小海線全線を管轄し、旅客業だけでなく一般土木・建築の設計及び工事監理を行っており、本業務の設計箇所である飯山線斑尾川橋梁の管理者である。設計にあたっては、立地条件、現橋梁の構造及びJR飯山線運航スケジュール等を踏まえた効率的な施工計画及び将来の維持管理を考慮した構造に熟知し、かつ高度な知識・応用力を必要とすることから、本業務を遂行出来るのは上記相手方しかいない。以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第3号に基づき上記業者と随意契約を結ぶものである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成21年度 旅費管理システム改良業務	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 佐藤直良 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	平成21年10月14日	シンクアプローチ(株) 東京都港区芝3-22-7	会計法第29条の3第4項	2,124,290	2,121,000	99.8%	—	本業務は、旅費管理システム(TEAS)の機能改良を行うものである。本システムは、もともと本業者が開発したプログラムを中部地方整備局の環境、用途に合わせて改良し、導入したものである。 本システムの導入に際して改良したプログラムの権利は国が所有しているものの、もともと本業者が開発したプログラム部分に関する権利は本業者に留保されている。 本件改良は、もともと本業者が開発したプログラム部分を修正する必要があるため、本業者以外に改良を行うことはできないため、本業者と随意契約するものである。	19	
平成21年度 PCMS改良業務	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 佐藤直良 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	平成21年11月16日	(株)エスエスイー名古屋事務所 名古屋市中村区名駅南1-17-29	会計法第29条の3第4項	8,464,155	8,452,500	99.9%	—	本業務は、現在中部地方整備局で運用されている建設事業用品調達契約等総合管理システム(PCMS)について、中部地方整備局の事業執行形態に合わせて業務を効率化させるためのシステム改良を行うものである。 本システムには著作権(財産権及び著作人格権)が発生しており、財産権は国が所有しているものの、著作人格権は現在稼働中のシステムを設計・開発業務を行った本業者が所有している。 本業者はPCMSのプログラムについて、著作人格権の同一性保持権(著作権法第20条第1項)を有しており、今回改良業務を実施するにあたって同一性保持権を行使しない旨の協議等については整わず、同権利を行使する旨を当局に伝えている。 よって、本システムの同一性保持権を有する本業者以外の者に本システムの改良を実施させることはできない。 よって、本業者と随意契約を締結するものである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成21年度非常勤管理システム改良業務	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 佐藤直良 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	平成21年11月17日	(株)中国サンネット 広島市中区袋町4-21	会計法第29条の3第4項	4,099,068	3,990,000	97.3%	—	本業務は、非常勤管理システムにおいて、中部地方整備局が平成21年度から行っている事業執行形態に合わせてシステム改良を行うものである。 本システムには、著作権(財産権及び著作権者人格権)が発生しており、財産権は国が所有しているものの、著作権者人格権については現在稼働中のシステム設計・開発業務を行った、(株)中国サンネットが所有している。 (株)中国サンネットは、非常勤管理システムのプログラムについて、著作権者人格権の同一性保持権(著作権法第20条第1項)を有しており、今回の改良業務を実施するにあたって、同一性保持権を行使しない旨の協議等については整わず、同権利を行使する旨を当整備局に伝えている。 よって、本システムの同一性保持権を有する本業者以外の者に本システムの改良を実施させることはできない。 よって、(株)中国サンネットと随意契約を締結するものである。	19	
平成21年度 単価契約丸山ダムじん芥流木運搬	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局丸山ダム管理所長 山本 孝之 岐阜県加茂郡八百津町鷺の巣1422-5	平成21年11月25日	(株)橋本 可児市下恵土233-1	会計法第29条の3第4項	1,402,120	1,402,120	100.0%	—	本業務で収集・運搬を行うダムごみ(流木・可燃ゴミ・不燃ゴミ)については一般廃棄物に該当し、下記法律等の規定により、本業務施工区域では本業者のみが許可されている。 ・廃棄物の清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条2項・廃棄物処理及び清掃に関する条例施行規則31号(昭和61年)したがって、八百津町において一般廃棄物(流木・可燃ゴミ・不燃ゴミ)の収集・運搬を実施出来る業者は、本業者以外にない。	19	
平成21年度 単価契約丸山ダムじん芥流木処理	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局丸山ダム管理所長 山本 孝之 岐阜県加茂郡八百津町鷺の巣1422-5	平成21年11月24日	東濃ひのき製品流通協同組合 岐阜県加茂郡白川町三川11539	会計法第29条の3第4項	1,730,400	1,730,400	100.0%	—	本業務で処理を行うダムごみ(じん芥・流木)については一般廃棄物に該当し、下記法律等の規定により、本業務施工区域では上記業者のみが許可されている。 ・廃棄物の清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条2項 ・廃棄物処理及び清掃に関する条例施行規則31号(昭和61年)したがって、八百津町において一般廃棄物(じん芥・流木)の廃棄処理が実施出来る業者は、本業者以外にない。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成21年度デジタル道路地図データベース更新業務	支出負担行為担当官九州地方整備局長 岡本 博 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年10月30日	(財)日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1丁目3番13号 ヒューリック平河町ビル5F	会計法第29条の3第4項	23,583,000	23,100,000	98.0%	—	本業務は、九州地方整備局管内におけるデジタル道路地図データベースについて、平成21年4月から平成22年3月までに、供用を予定している新規供用路線や道路線形改良等が実施される箇所を平成20年度版を基に、平成21年度版として年次更新を行うものである。 本業務の遂行にあたっては、デジタル道路地図データベースに関する仕様(「全国デジタル道路地図データベース標準、道路管理関係デジタル道路地図データベース標準、VIGSリンク世代管理テーブルデータベース標準」)により作成された平成20年度版データベースとの整合性を図ること、及び全国の統一性を持たせる必要がある。財団法人日本デジタル道路地図協会は、上記デジタル道路地図データベースに関する仕様の著作権を有すると共に著作権行使の意思表示をしていることから、本業務を遂行するに必要な要件を備えた唯一の契約対象機関である。	19	
巖木バイパス建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査委託業務	分任支出負担行為担当官九州地方整備局佐賀国道事務所長 児玉 敏幸 佐賀県佐賀市新中町5番10号	平成21年10月19日	唐津市長 唐津市西城内1番1号	会計法第29条の3第4項	8,850,000	8,850,000	100.0%	—	埋蔵文化財の発掘は文化庁の所掌事務であり、唐津市内についてその委託を受けた唐津市長のみが唯一の相手方であるため	1	
明久川水門仮設矢板買貸借	分任支出負担行為担当官九州地方整備局宮崎河川国道事務所長 伊藤 高宮崎県宮崎市大工2丁目39番地	平成21年11月24日	(株)志多組 宮崎市高千穂通1丁目4番地30号	会計法第29条の3第4項	4,053,000	3,890,000	98.4%	—	①新たに仮設矢板を設置するのと比較し、工期短縮及び経費削減が図られること、②本仮設矢板は株式会社志多組が建設資材リース会社から買貸借しているリース物件として保有していること	5	
木脇川水門仮設矢板及び仮設橋買貸借	分任支出負担行為担当官九州地方整備局宮崎河川国道事務所長 伊藤 高宮崎県宮崎市大工2丁目39番地	平成21年12月24日	ライト工業(株)九州支社 福岡市博多区堅粕1丁目28番44号	会計法第29条の3第4項	3,318,000	3,255,000	98.1%	—	①新たに当該仮設矢板及び仮設橋を設置する場合と比較し、工期短縮及び経費削減が図られること、②当該仮設矢板及び仮設橋はライト工業株式会社九州支社が建設資材リース会社から買貸借しているリース物件として保有していること	5	
五十鈴川樋門仮設橋及び仮設矢板買貸借	分任支出負担行為担当官九州地方整備局宮崎河川国道事務所長 伊藤 高宮崎県宮崎市大工2丁目39番地	平成21年12月24日	(株)志多組 宮崎市高千穂通1丁目4番地30号	会計法第29条の3第4項	10,563,000	9,450,000	89.5%	—	①新たに当該仮設橋及び仮設矢板を設置する場合と比較し、工期短縮及び経費削減が図られること、②本仮設橋及び仮設矢板は株式会社志多組が建設資材リース会社から買貸借しているリース物件として保有していること。	5	
平成21年度 北方延岡道路(南久保山地区)埋蔵文化財発掘調査委託業務	分任支出負担行為担当官九州地方整備局延岡河川国道事務所長 横峯 正二 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889	平成21年12月2日	宮崎県知事 宮崎市橋通東2丁目10番1号	会計法第29条の3第4項	—	8,301,431	—	—	埋蔵文化財の発掘は文化庁の所掌事務であり、その委託を受けた宮崎県知事のみが唯一の相手方であるため	1	
篠津中央二期地区外1地区 篠津中央地域受益動向調査等委託業務	佐藤 昌志 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西1丁目9丁目	平成21年11月20日	篠津中央土地改良区 北海道石狩郡当別町字金沢1363番地21	会計法第29条の3第4項	8,884,129	8,884,129	100.0%	—	調査において必要とする個人情報を含んだ台帳を保有しているとともに、調査対象施設を管理する機関であるため。	12	
篠津中央二期地区外1地区 新篠津地域受益動向調査等委託業務	佐藤 昌志 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西1丁目9丁目	平成21年11月20日	新篠津土地改良区 北海道石狩郡新篠津村第47線北13番地	会計法第29条の3第4項	2,449,700	2,449,700	100.0%	—	調査において必要とする個人情報を含んだ台帳を保有しているとともに、調査対象施設を管理する機関であるため。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
空知中央用水地区 新篠津地域事業推進調整委託業務	佐藤 昌志 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年12月21日	新篠津土地改良区 北海道石狩郡新篠津村第47線北13番地	会計法第29条の3第4項	2,173,315	2,173,315	100.0%	—	調査において必要とする個人情報を含んだ台帳を保有しているとともに、調査対象施設を管理する機関であるため。	12	
空知中央用水地区 事業推進調整委託業務	佐藤 昌志 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年12月24日	北海道土地改良区 北海道岩見沢市6条西7丁目1番地	会計法第29条の3第4項	6,576,162	6,576,162	100.0%	—	調査において必要とする個人情報を含んだ台帳を保有しているとともに、調査対象施設を管理する機関であるため。	12	
道東あさひ地域 農家意向調査等委託業務	安田 修 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	平成21年12月4日	道東あさひ農業協同組合 野付郡別海町別海西本町4番地	会計法第29条の3第4項	1,660,000	1,660,000	100.0%	—	地区における受益農家の営農状況を常に把握していること、受益農家の個別経営資料を保有している唯一の相手方であるため。	12	
港湾施設用地使用料(その3)	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局青森港湾事務所長 中本 隆 青森市本町3-6-34	平成21年10月21日	東青地域県民局長 青森県青森市幸畑唐崎76-4	会計法第29条の3第4項	1,212,120	1,212,120	100.0%	—	本件は、青森港整備において使用する被覆・根固め・消波ブロックの製作及び仮置きを行うための用地を借り上げるものである。青森県が所有する当該土地は、青森港整備を行ううえで、経済性、効率性においてもっとも優れた土地であり、また場所が限定されることにより、供給者が位置に限定されるため。	5	
久慈港港湾施設(岸壁)使用料 1式	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局釜石港湾事務所長 村上 明宏 釜石市港町2-7-27	平成21年10月30日	久慈地方振興局 岩手県久慈市八日町1-1	会計法第29条の3第4項	1,290,900	1,290,900	100.0%	—	本件は、平成21年度久慈港湾口地区防波堤(南堤)本体工事で使用するフローティングドックを係留させるために、岸壁を使用するものである。本体工事で使用するためにはフローティングドックの背後に作業用地を確保しなければならず、久慈港内で条件を満たす施設は当該施設のみである。また、当該施設は岩手県が所有するものであり代替性がなく、効率性及び経済性において最も優れた施設である。よって、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	
久慈港港湾施設使用料 1式	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局釜石港湾事務所長 村上 明宏 釜石市港町2-7-27	平成21年10月30日	久慈地方振興局 岩手県久慈市八日町1-1	会計法第29条の3第4項	1,147,041	1,147,041	100.0%	—	本件は、久慈港整備において使用する根固ブロックの製作・仮置を行うために用地を借り上げるものである。久慈港整備を安定して実施するためには恒常的に使用可能な作業用地を求める必要がある。当該用地は長期的に使用が可能であるために安定した事業に資することになり、積出施設から最も近く位置するので作業効率及び積出経費の面から最も優れた土地である。以上のことから、岩手県が所有する当該土地は、久慈港整備を行ううえで、経済性及び効率性において最も優れた土地であると言える。よって、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の人数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
久慈港港湾施設使用料1式	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局釜石港湾事務所長 村上 明宏 釜石市港町2-7-27	平成21年11月30日	久慈地方振興局 岩手県久慈市八日町1-1	会計法第29条の3第4項	858,133	858,133	100.0%	—	本件は、久慈港整備において使用する消波ブロックの製作・仮置を行うために用地を借り上げるものである。久慈港整備を安定して実施するためには恒常的に使用可能な作業用地を求める必要がある。当該用地は長期的に使用が可能であるために安定した事業に資することになり、積出施設から最も近く位置するので作業効率及び積出経費の面から最も優れた土地である。以上のことから、岩手県が所有する当該土地は、久慈港整備を行う上で、経済性及び効率性において最も優れた土地であると言える。よって、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	
久慈港港湾施設使用料1式	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局釜石港湾事務所長 村上 明宏 釜石市港町2-7-27	平成21年11月30日	久慈地方振興局 岩手県久慈市八日町1-1	会計法第29条の3第4項	1,171,589	1,171,589	100.0%	—	本件は、久慈港整備において使用する消波ブロックの製作・仮置を行うために用地を借り上げるものである。久慈港整備を安定して実施するためには恒常的に使用可能な作業用地を求める必要がある。当該用地は長期的に使用が可能であるために安定した事業に資することになり、積出施設から最も近く位置するので作業効率及び積出経費の面から最も優れた土地である。以上のことから、岩手県が所有する当該土地は、久慈港整備を行う上で、経済性及び効率性において最も優れた土地であると言える。よって、会計法第29条の3の4項に基づき随意契約するものである。	5	
久慈港港湾施設使用料1式	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局釜石港湾事務所長 村上 明宏 釜石市港町2-7-27	平成21年11月30日	久慈地方振興局 岩手県久慈市八日町1-1	会計法第29条の3第4項	964,782	964,782	100.0%	—	本件は、久慈港整備において使用する根固ブロックの製作・仮置を行うために用地を借り上げるものである。久慈港整備を安定して実施するためには恒常的に使用可能な作業用地を求める必要がある。当該用地は長期的に使用が可能であるために安定した事業に資することになり、積出施設から最も近く位置するので作業効率及び積出経費の面から最も優れた土地である。以上のことから、岩手県が所有する当該土地は、久慈港整備を行う上で、経済性及び効率性において最も優れた土地であると言える。よって、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	
久慈港港湾施設(岸壁)使用料1式	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局釜石港湾事務所長 村上 明宏 釜石市港町2-7-27	平成21年11月30日	久慈地方振興局 岩手県久慈市八日町1-1	会計法第29条の3第4項	1,333,930	1,333,930	100.0%	—	本件は、平成21年度久慈湾口地区防波堤(南堤)本体工事で使用するフローティングドックを係留させるために、岸壁を使用するものである。本体工事で使用するためにはフローティングドックの背後に作業用地を確保しなければならず、久慈港内で条件を満たす施設は当該施設のみである。また、当該施設は岩手県が所有するものであり代替性がなく、効率性及び経済性において最も優れた施設である。よって、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
久慈港港湾施設(岸壁)使用料 1式	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局釜石港湾 事務所長 村上 明宏 釜石市港町2-7-27	平成21年12月28日	久慈地方振興局 岩手県久慈市八日 町1-1	会計法第29条の3第4項	1,333,930	1,333,930	100.0%	—	本件は、平成21年度久慈港湾口地区防波堤(南堤)本体工事で使用するフローティングドックを係留させるために、岸壁を使用するものである。本体工事で使用するためにはフローティングドックの背後に作業用地を確保しなければならず、久慈港内で条件を満たす施設は当該施設のみである。また、当該施設は岩手県が所有するものであり代替性がなく、効率性及び経済性において最も優れた施設である。よって、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	
久慈港港湾施設使用料 1式	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局釜石港湾 事務所長 村上 明宏 釜石市港町2-7-27	平成21年12月28日	久慈地方振興局 岩手県久慈市八日 町1-1	会計法第29条の3第4項	1,079,813	1,079,813	100.0%	—	本件は、久慈港整備において使用する消波ブロックの製作・仮置を行うために用地を借り上げるものである。久慈港整備を安定して実施するためには恒常的に使用可能な作業用地を求める必要がある。当該用地は長期的に使用が可能であるために安定した事業に資することになり、積出施設から最も近く位置するので作業効率及び積出経費の面から最も優れた土地である。以上のことから、岩手県が所有する当該土地は、久慈港整備を行う上で、経済性及び効率性において最も優れた土地であると言える。よって、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	
久慈港港湾施設使用料 1式	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局釜石港湾 事務所長 村上 明宏 釜石市港町2-7-27	平成21年12月28日	久慈地方振興局 岩手県久慈市八日 町1-1	会計法第29条の3第4項	1,250,212	1,250,212	100.0%	—	本件は、久慈港整備において使用する消波ブロックの製作・仮置を行うために用地を借り上げるものである。久慈港整備を安定して実施するためには恒常的に使用可能な作業用地を求める必要がある。当該用地は長期的に使用が可能であるために安定した事業に資することになり、積出施設から最も近く位置するので作業効率及び積出経費の面から最も優れた土地である。以上のことから、岩手県が所有する当該土地は、久慈港整備を行う上で、経済性及び効率性において最も優れた土地であると言える。よって、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	
久慈港港湾施設使用料 1式	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局釜石港湾 事務所長 村上 明宏 釜石市港町2-7-27	平成21年12月28日	久慈地方振興局 岩手県久慈市八日 町1-1	会計法第29条の3第4項	964,782	964,782	100.0%	—	本件は、久慈港整備において使用する根面ブロックの製作・仮置を行うために用地を借り上げるものである。久慈港整備を安定して実施するためには恒常的に使用可能な作業用地を求める必要がある。当該用地は長期的に使用が可能であるために安定した事業に資することになり、積出施設から最も近く位置するので作業効率及び積出経費の面から最も優れた土地である。以上のことから、岩手県が所有する当該土地は、久慈港整備を行う上で、経済性及び効率性において最も優れた土地であると言える。よって、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
小名浜港港湾施設使用料 (7,027.01m)	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局小名浜港 湾事務所長 西尾保之 いわき市小名浜字栄町6 5	平成21年11月26日	福島県知事佐藤雄 平 福島県福島市 杉妻町2-16	会計法第29条の3第4項	1,526,494	1,526,494	100.0%	—	当該用地は、平成21年度小名浜港東 港地区工事において使用する被覆ブ ロックの仮置きを行うための用地であ り、積出施設に隣接している当該用地 は作業効率及び積出経費の面で最適で あり、工事期間中に条件を満たす用地 は当該用地のみである。以上のことか ら、福島県が所有する当該土地は、小 名浜港整備を行う上で、経済性及び効 率性において最も優れた土地であると 言える。よって、会計法第29条の3第4 項に基づいて随意契約するものである。	5	
小名浜港港湾施設使用料 (6,806.00m)	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局小名浜港 湾事務所長 西尾保之 いわき市小名浜字栄町6 5	平成21年11月26日	福島県知事佐藤雄 平 福島県福島市 杉妻町2-16	会計法第29条の3第4項	1,023,025	1,023,025	100.0%	—	当該用地は、平成21年度小名浜港東 港地区工事において使用するケーソン 中詰材及び各被覆ブロックの仮置きを 行うための用地であり、搬入・積出施設 に隣接している当該用地は作業効率及 び積出経費の面で最適であり、工事期 間中に条件を満たす用地は当該用地の みである。以上のことから、福島県が 所有する当該土地は、小名浜港整備を 行う上で、経済性及び効率性において最 も優れた土地であると言える。よって、 会計法第29条の3第4項に基づいて 随意契約するものである。	5	
土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局金沢港 湾・空港整備事務所長 田中知足 金沢市大野町 4-2-1	平成21年10月1日	石川県港湾土地造 成事業 石川県金 沢市鞍月1-1	会計法第29条の3第4項	1,689,120	1,689,120	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであるこ とから場所が限定され、供給者が一に 特定されるため	5	
土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局新潟港 湾・空港整備事務所長 竹村 淳一 新潟市中央 区入船町4-3778	平成21年10月16日	新潟県新潟地域振 興局 新潟港湾事 務所 新潟県新潟市中央 区電が島1-6-3	会計法第29条の3第4項	2,588,926	2,588,926	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであるこ とから場所が限定され、供給者が一に 特定されるため	5	
土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局金沢港 湾・空港整備事務所長 田中知足 金沢市大野町 4-2-1	平成21年10月30日	石川県港湾土地造 成事業 石川県金 沢市鞍月1-1	会計法第29条の3第4項	8,190,930	8,190,930	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであるこ とから場所が限定され、供給者が一に 特定されるため	5	
土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局金沢港 湾・空港整備事務所長 田中知足 金沢市大野町 4-2-1	平成21年12月11日	(株)小松製作所 石川県金沢市大野 町新町1番-1	会計法第29条の3第4項	2,777,864	2,552,632	91.9%	—	作業ヤードの土地の借り上げであるこ とから場所が限定され、供給者が一に 特定されるため	5	
建物賃貸借(その2)	支出負担行為担当官 近 畿地方整備局副局長 小 野憲司 神戸市中央区海 岸通29番地(神戸地方合 同庁舎)	平成21年10月1日	弁天町駅前開発土 地信託 代表受託 者 (株)りそな銀行 不動産営業部 部 長 龍澤仁彦 大阪 府大阪市中央区備 後町2-2-1	会計法第29条の3第4項	26,066,778	26,066,772	99.9%	—	本件は平成15年度において事務所建物の 老朽化に伴い、工事実施場所に比較 的近く、船舶の接岸場所が近くに確保出 来、事務スペースも確保できる事を条件 に調査したところ、大阪市港区弁天1丁 目2番1-700号の弁天町駅前開発土地 信託・オーク1番街地上7階部分 1,189.39m2のみであったことから、当該 物件を借り上げる事となり、本年も引き 続き大阪港湾・空港整備事務所港湾事 務所として、借り上げる事としたため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
堺泉北港堺2区作業用地賃借(その10)	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長 坂 克人 豊中市蛸池西町3-371	平成21年10月1日	(株)新日鉄都市開発 関西支店 大阪府大阪市北区中之島3-2-4	会計法第29条の3第4項	-	2,013,168	-	-	当該用地は、株式会社新日鉄土地開発の敷地内に位置しており、用地の所有者である株式会社新日鉄土地開発が当該用地を賃借する権限を有する唯一の者であることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、株式会社新日鉄土地開発関西支店と随意契約を行うものである。	5	
堺泉北港堺2区作業用地賃借(その11)	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長 坂 克人 豊中市蛸池西町3-371	平成21年10月30日	(株)新日鉄都市開発 関西支店 大阪府大阪市北区中之島3-2-4	会計法第29条の3第4項	-	939,800	-	-	当該用地は、株式会社新日鉄土地開発の敷地内に位置しており、用地の所有者である株式会社新日鉄土地開発が当該用地を賃借する権限を有する唯一の者であることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、株式会社新日鉄土地開発関西支店と随意契約を行うものである。	5	
作業ヤード賃借(その15) 1,499.5㎡	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 北原 政宏 高知県高知市種崎874	平成21年12月9日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	会計法第29条の3第4項	993,860	993,860	100.0%	-	高知港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	
高松港港湾工事用地賃借(その5)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所長 石橋 洋信 高松市浜ノ町72番9号	平成21年12月14日	香川県知事 香川県高松市番町4丁目1番10号	会計法第29条の3第4項	2,343,936	2,343,936	100.0%	-	ケーソン製作ヤードとしての賃借期間、場所、広さを満足する土地が香川県の土地だけであるため引き続き契約が必要である。	5	
作業ヤード賃借(その16) 4,007.145㎡ほか	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 北原 政宏 高知県高知市種崎874	平成21年12月18日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	会計法第29条の3第4項	3,201,803	3,201,803	100.0%	-	高知港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	
浚渫土砂埋立処分	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所長 石橋 洋信 高松市浜ノ町72番9号	平成21年12月24日	(財)香川県環境保全公社 香川県高松市亀井町9番10号	会計法第29条の3第4項	1,617,168	1,617,168	100.0%	-	浚渫工事で発生する浚渫・床掘土砂を受入可能な廃棄物埋立護岸は観音寺廃棄物護岸のみであるため、管理者である財団法人香川県環境保全公社と引き続き契約が必要である。	5	
土地4,081㎡賃借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局唐津港湾事務所長 高橋 秀彰 唐津市二太子3丁目216-1	平成21年10月1日	佐賀県 佐賀県伊万里市新天町122-4	会計法第29条の3第4項	1,159,010	1,159,010	100.0%	-	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地7,070㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長 森 信哉 鹿児島市城南町23-1	平成21年10月1日	鹿児島県 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	1,023,600	1,023,600	100.0%	-	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
志布志港外港地区野積場B,063㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局志布志港湾事務所長 外戸 保勝 志布志市志布志町帖66-17-182	平成21年10月30日	鹿児島県 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	3,995,540	3,995,540	100.0%	-	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
新若戸道路護岸外1件工事により発生する浚渫土砂投棄料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所長宮地 豊 北九州市門司区西海岸1丁目4-40	平成21年11月5日	北九州市 福岡県北九州市小倉北区内1-1	会計法第29条の3第4項	7,492,554	7,492,554	100.0%	—	浚渫土砂の処分は、工事箇所から最寄り、かつ、受け入れ可能な土捨場を選定せざるを得ず、競争性がないため。	5	
志布志港新若浜地区野積場4,050㎡使用料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局志布志港湾事務所長 外保 勝 志布志市志布志町帖6617-182	平成21年11月13日	鹿児島県 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	1,123,880	1,123,880	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
志布志港新若浜地区野積場4,241㎡使用料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局志布志港湾事務所長 外保 勝 志布志市志布志町帖6617-182	平成21年11月13日	鹿児島県 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	1,176,880	1,176,880	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地17,956.00㎡使用料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 山本 大志 宮崎市港1-16	平成21年12月14日	宮崎県 宮崎県宮崎市橋通東2-10-1	会計法第29条の3第4項	2,727,480	2,727,480	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地7,070㎡使用料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長 森 信哉 鹿児島市城南町23-1	平成21年12月9日	鹿児島県 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	1,023,800	1,023,800	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
平成21年度青森空港ILS施設等除雪工事	支出負担行為担当官 東京航空局長 荒井 伸 東京都千代田区九段南1-1-15	平成21年11月30日	鹿内・西田・木村・青洋除雪作業共同企業体 青森県青森市大字野尻字今田97-1	会計法第29条の3第4項	31,147,464	30,450,000	97.8%	—	新たに契約する場合に比べて空港管理者(地公体)が競争入札により発注した工事の請負者に委託する場合の方が有利な価格で発注することができるため。	14	
平成21年度女満別空港ILS施設等除雪工事	分任支出負担行為担当官 新千歳空港事務所長 安川 文夫 北海道千歳市美々新千歳空港内	平成21年12月8日	(株)そうけん 網走市南7条西4-7-3	会計法第29条の3第4項	7,368,169	7,140,000	96.9%	—	新たに契約する場合に比べて空港管理者(地公体)が競争入札により発注した工事の請負者に委託する場合の方が有利な価格で発注することができるため。	14	
能登空港無線施設等除雪作業	分任支出負担行為担当官 中部空港事務所長 鈴木 正則 愛知県常滑市セントレア1-1	平成21年11月30日	昭和建設(株) 石川県鳳珠郡穴水町宇川島レ110番地の1	会計法第29条の3第4項	1,411,814	1,344,255	95.2%	—	石川県が発注する県が管理する滑走路等の空港施設の除雪作業を受注している業者と契約することにより、機材を共通して使用できるなど、大幅な経費の縮減が見込まれるほか、除雪範囲が隣接することから、作業時間が短縮でき、また安全・円滑かつ適切な作業を確保することができる。以上の理由から、競争に付することが不利と認められるため随意契約を締結したものである。	14	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
GPS波浪観測装置の修理	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 福内直之 東京都千代田区大手町1-3-4	平成21年10月30日	株式会社ゼニライト プライ東京支社 東京都中央区八重洲2-7-12	会計法第29条の3第4項	—	1,260,000	—	—	本件は、GPS波浪観測装置から得られる波浪観測データに頻繁に欠測が発生し、台風などの重要な波浪実況値の提供に影響が出ていることから、早急に本装置の機能・性能を復旧させるものである。 業務の性質上、緊急に交換修理を行う必要があるため、それができるのは本装置を設計・制作し、本装置の構造・動作およびプログラム等の詳細を把握している株式会社ゼニライト以外にない。 以上のことから、契約の性質が緊急の必要により競争に付することができない為、会計法第29条の3第4項の規定を適用し、株式会社ゼニライトと随意契約を締結するものである。	13	
久米島航空気象観測所業務委託	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 加納 裕二 沖縄県那覇市樋川1-15-15	平成21年11月17日	久米島町 島尻郡 久米島町字比嘉2870	会計法第29条の3第4項	2,500,050	2,500,050	100.0%	—	久米島町との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同町のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。	4	
暖房供給	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 牛島 清 神奈川県横浜市 市中区北仲通5-57	平成21年11月30日	空港施設(株) 東京都大田区羽田空港 1-6-5	会計法第29条の3第4項	2,410,716	2,410,716	100.0%	—	空港施設(株)は、羽田航空基地が所在する東京国際空港旧整備場地区で、暖房供給業務を請負う者であり、羽田航空基地庁舎への暖房供給施設を有しているのは上記業者のみに限られ競争を許さないため。	19	

【記載要領】

1. 本表は、平成21年度に締結した契約のうち、平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
2. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
3. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」